

第3回嬉野市議会臨時会  
(議案資料)

嬉 野 市

議案 番号	議 案 資 料 名	頁
47	嬉野市税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表	1
48	嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表	6

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第1条関係】嬉野市税条例の一部改正 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで、<u>第12号又は第16号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>5 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 (略)</u></p> <p><u>8 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>9 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</u></p> <p><u>10 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>11 法附則第15条第33項第2号ロに規</u></p>	<p>(固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告)</p> <p>第59条 法第348条第2項第3号、第9号から第10号の10まで、第11号の3から第11号の5まで<u>又は第12号</u>の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合又は有料で使用させることとなった場合においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p>

定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 (略)

14 (略)

15 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第36項に規定する補助金等

(6) (略)

9 (略)

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用

(6) (略)

9 (略)

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

【第2条関係】嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行																								
<p>第56条中「又は第12号の固定資産」を「若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に、「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。</p> <p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">第100条の2第1項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">第98条第1項又は第2項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">平成27年改正条例附則第6条第5項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">当該各項</td> <td style="text-align: center;">同項</td> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> </table> <p>8及び9 (略)</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用す</p>	略			第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項		当該各項	同項	略			<p>第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。</p> <p>附 則 (市たばこ税に関する経過措置)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">第100条の2</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">第98条第1項又は第2項</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">平成27年改正条例附則第6条第5項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">当該各項</td> <td style="text-align: center;">同項</td> </tr> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">略</th> </tr> </table> <p>8及び9 (略)</p> <p>10 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。こ</p>	略			第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項		当該各項	同項	略		
略																									
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項																							
	当該各項	同項																							
略																									
略																									
第100条の2	第98条第1項又は第2項	平成27年改正条例附則第6条第5項																							
	当該各項	同項																							
略																									

る。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項の 同項から前項 まで	第9項の 同項、第5項及び 前項
略		
第7項の表 第100条 の2第1項 の項	附則第6条第 5項	附則第6条第1 0項において準 用する同条第5 項
略		

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項の 同項から前項 まで	第11項の 同項、第5項及び 前項
略		
第7項の表 第100条 の2第1項 の項	附則第6条第 5項	附則第6条第1 2項において準 用する同条第5 項
略		

13 (略)

の場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項の規定 同項から前項 まで	第9項の規定 第5項、第6項及 び第9項
略		
第7項の表 第100条 の2の項	附則第6条第 5項	附則第6条第1 0項において準 用する同条第5 項
略		

11 (略)

12 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項の規定 同項から前項 まで	第11項の規定 第5項、第6項及 び第11項
略		
第7項の表 第100条 の2の項	附則第6条第 5項	附則第6条第1 2項において準 用する同条第5 項
略		

13 (略)

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項の	第13項の
	同項から前項 まで	同項、第5項及び 前項
略		
第7項の表 第100条 の2第1項 の項	附則第6条第 5項	附則第6条第1 4項において準 用する同条第5 項
略		

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略		
第7項の表 以外の部分	第4項の規定	第13項の規定
	同項から前項 まで	第5項、第6項及 び第13項
略		
第7項の表 第100条 の2の項	附則第6条第 5項	附則第6条第1 4項において準 用する同条第5 項
略		

嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>54万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>54万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>19万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>19万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>52万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52万円</u>とする。</p> <p>3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>19万円</u>を超える場合には、<u>19万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>16万円</u>を超える場合には、<u>16万円</u>）の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>33万円</u></p>



に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,300円

（イ） 特定世帯 9,650円

（ウ） 特定継続世帯 14,475円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円

（イ） 特定世帯 2,050円

（ウ） 特定継続世帯 3,075円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,550円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき26万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について13,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 19,300円

（イ） 特定世帯 9,650円

（ウ） 特定継続世帯 14,475円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,700円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円

（イ） 特定世帯 2,050円

（ウ） 特定継続世帯 3,075円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,550円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金

額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき48万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,720円

（イ） 特定世帯 3,860円

（ウ） 特定継続世帯 5,790円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,080円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円

（イ） 特定世帯 820円

（ウ） 特定継続世帯 1,230円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,020円

額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき47万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,220円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,720円

（イ） 特定世帯 3,860円

（ウ） 特定継続世帯 5,790円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,080円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,640円

（イ） 特定世帯 820円

（ウ） 特定継続世帯 1,230円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,880円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,020円